

水 圧 試 験 施 行 要 領

- 1 この要領は、金沢市上水道施設の漏水を防止するため新設、改良管路の水圧試験を実施するもので、その方法等必要な事項を定めるものである。
- 2 水圧試験の対象となる管路は、導・送・配水管（以下「配水管」という。）および分水栓より水道メーターの1次側水栓までの給水装置（以下「給水管」という。）とする。
- 3 水圧試験の施工基準は、次のとおりとする。

種 別	圧力計種別	試 験 水 圧	確認方法	判 定 基 準	
φ 50以下の管路	自記録 (15分計)	0.74Mpa ※ (予備加圧要 す)	記録を要す	0.74Mpa	10分間 0.6Mpa以上 圧力保 持
φ 75～800の管路	自記録 (60分計)	0.74Mpa	〃	0.74Mpa	30分間 同一圧力保持
φ 900以上の管路	継手テストハンド使用 圧力計	0.5Mpa	目 視	0.4Mpa	5分間経過後 圧力保持

※予備加圧は試験開始前に行い試験水圧を3分間以上一定に保つこと。

- 4 水圧試験は指定給水装置工事事業者の自主試験とし、確認については次のとおりとする。
 - (1) 配水管
竣工検査の際、圧力計記録用紙および水圧試験の状況写真を提出するものとする。
 - (2) 給水管
竣工検査の際、圧力計記録用紙を提出するものとする。
 - (3) 特例配水管〔特別な事情（切回し等）があると監督員が認めたもの〕
監督員の立会いのもと常水圧で漏水がないことを目視で確認するものとする。
 - (4) 特例給水管〔特別の事情（継替え等）であると監督員が認めたもの〕
常水圧で漏水がないことを目視で確認するものとする。
- 5 配水管の水圧試験は、原則として給水管分岐工事施工前に実施するものとし、標準
施行延長は、口径50mmは以下50m、口径75mm以上は500mとする。

附 則

- 1 この基準は、昭和57年 4月 1日から施行する。
- 2 昭和63年 1月 1日一部改正。
- 3 平成 3年 1月 1日一部改正。
- 4 平成10年 4月 1日一部改正。
- 5 平成19年 3月 1日一部改正。
- 6 平成21年 4月 1日一部改正。